

選挙運動用自動車燃料供給契約書

_____ (以下甲という。)と_____ (以下乙という。)
は、選挙運動用自動車の燃料供給に関して、次のとおり契約を締結する。

(燃料の供給)

1 甲は、乙から、甲が使用する選挙運動用自動車に使用するため、乙の所有する燃料の供給を受けるものとする。

(燃料供給の期間及び量)

2 燃料供給の期間及び量は、次のとおりとする。

燃料供給の期間 _____年____月____日 から 同年____月____日 まで
燃料供給量(予定総量) _____リットル

(燃料供給料金)

3 燃料供給の料金は、次のとおりとする。

金 _____円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、1リットルにつき_____円____銭(消費税及び地方消費税を含む。)とし、燃料供給量が2に定める予定量に満たない場合は、供給量に_____円____銭を乗じた金額とする。

(支払の方法)

4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める燃料供給料金を乙に支払うものとする。

(支払の特例)

5 甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、4の定めに関わらず、乙は、郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成20年3月27日郡山市条例第8号)の規定に基づき郡山市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、郡山市が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

_____年____月____日

甲 _____ 印

乙 _____ 印